

第 1 章 総則

(規約の適用)

第 1 条 当社は、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「事業法」といいます。）に基づき、このメールゲートウェイサービス利用規約（料金表を含みます。以下「規約」といいます。）を定め、これによりメールゲートウェイサービス（当社がこの規約以外の契約約款、利用規約及び料金表を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(規約の変更)

第 2 条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。  
2 当社は、この規約を変更するときは、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）によるほか当社が別に定める方法により通知します。

(規約の公表)

第 3 条 当社は、当社のホームページ（<http://www.ntt.com/tariff/comm/>）その他当社が別に定める方法により、規約を公表します。

(用語の定義)

第 4 条 この規約において次の用語は次のことを意味します。

用 語	定 義
1 メールゲートウェイサービス	迷惑メールフィルタリングサービス、ウイルスチェックサービス、メール監査アーカイブサービス及びセカンダリメールサーバサービスを利用することができる当社が提供する電気通信サービス
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
4 メールゲートウェイ契約	当社からメールゲートウェイサービスの提供を受けるための契約
5 メールゲートウェイ契約者	当社とメールゲートウェイ契約を締結している者
6 OCNサービス	当社が IP 通信網サービス契約約款に基づき提供する第 3 種オープンコンピュータ通信網サービス、第 5 種オープンコンピュータ通信網サービス、第 6 種オープンコンピュータ通信網サービス及び第 8 種オープンコンピュータ通信網サービスであって、当社が指定するサービス
7 OCNサービス契約者	OCN サービスに係る契約を締結している者
8 迷惑メール	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律及び特定商取引に関する法律に定義される迷惑メールに抵触する又は抵触すると思われる電子メールであって当社が指定する当社の協力会社の判定基準に基づき判定される電子メール
9 隔離ボックス	当社がメールゲートウェイサービスの提供において、迷惑メールと判定した電子メールをメールゲートウェイ契約者の指示により当社が指定する期間格納するために設置する電気通信設備
10 コンピュータウイルス	第三者のプログラムやデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすように作られたプログラムであり、次の機能の一つ以上有するもの (1) 自己伝染機能 (2) 潜伏機能 (3) 発病機能
11 電子メールメールアドレス	メールアドレスを使用してメールゲートウェイ契約者が保持するメールサーバによりメールの蓄積、再生又は転送等を行うことができるもの
12 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名称
13 独自ドメイン名	メールゲートウェイ契約者に係るドメイン名（サブドメイン名（メールゲートウェイ契約者に係るドメイン名を含む 1 の英字及び数字の組合せをいいます。以下同じとします。）を含みます。）
14 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第 2 章 メールゲートウェイサービスの種別等

(メールゲートウェイサービスの種別)

第5条 メールゲートウェイサービスには、次の種別があります。

種 別	内 容
OCNタイプ	OCNアクセスサービスとともに提供するサービス
単独タイプ	OCNタイプ以外のもの

(メールゲートウェイサービスの種類等)

第6条 メールゲートウェイサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
迷惑メールフィルタリングサービス	メールゲートウェイ契約者に係る電子メールアドレスへの迷惑メールについて迷惑メール判定機能、迷惑メール隔離機能及びメール通知機能を利用することでその迷惑メールの排除を行うことができるサービス
ウイルスチェックサービス	メールゲートウェイ契約者に係る電子メールの送信又は受信があった際に当社が指定するコンピュータウイルス対策ソフトにより、電子メールメッセージの添付ファイル等又は自営端末設備に含まれるコンピュータウイルスの検知、駆除をすることができるサービス
メール監査アーカイブサービス	メールゲートウェイ契約者に係る電子メールについて、送信又は受信があった際に保存及びメールゲートウェイ契約者があらかじめフィルタリング基準の指定を行えるサービス
セカンダリメールサーバサービス	メールゲートウェイ契約者に係るメール蓄積装置へ送信される電子メールのバックアップをすることができるサービス

備考

1 迷惑メールフィルタリングサービスには次の機能があります。

機 能	内 容
迷惑メール判定機能	メールゲートウェイ契約者に係る電子メールアドレスへの迷惑メールについて、当社が当社の協力会社（メールゲートウェイサービスを提供するために当社にメールゲートウェイサービスに係るソフトウェア等を提供する会社をいいます。以下同じとします。）のソフトウェアを利用し迷惑メールの判定をする機能。 判定された迷惑メールは、その迷惑メールの度合いをメールヘッダに付与することができます。
迷惑メール隔離機能	迷惑メール判定機能による判定度合いをメールゲートウェイ契約者があらかじめ指定することで、その判定基準に合致する電子メールを隔離ボックスに蓄積することができる機能
迷惑メール通知機能	迷惑メール隔離機能により隔離された電子メールの概要（当社が指定するものとします。）をメールゲートウェイ契約者があらかじめ指定することで受信することができる機能。また、隔離ボックスは、その隔離可能な蓄積容量に対する警告を電子メールで通知することができます。
レポート機能	迷惑メール判定機能に基づき判定された度合い状況、受信メールにおける迷惑メール割合又は隔離ボックス蓄積容量の利用状況等をレポートとして提供する機能。

備考

- 迷惑メール判定機能により、判定される迷惑メール度合いについては、メールゲートウェイサービスの判定基準により行われるものとし、迷惑メール全ての排除を保証するものではありません。
- 当社は、電子メールが隔離ボックスに隔離されメールゲートウェイ契約者に送信されない等のメールゲートウェイサービスの利用に伴い発生する損害について一切の責任を負わないものとします。
- 当社は、隔離ボックスに蓄積している迷惑メールについて滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。
- 当社は、メールゲートウェイサービス契約の解除があった場合は、あらかじめメールゲートウェイ契約者に対し通知することなく、隔離ボックスに蓄積していた迷惑メールを消去します。この場合において、当社は、迷惑メールの消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。

2 ウイルスチェックサービスにおいて、駆除可能なウイルスは、ウイルスの検知及び駆除の実施時における、当社が指定するウイルスパターンファイルにより対応可能なウイルスとします。

3 メール監査アーカイブサービスには次の機能があります。

機 能	内 容
電子メール保存機能	当社の設置する記憶装置を用いてメールゲートウェイ契約者に係る電子メールを保存する機能
電子メール監査機能	メールゲートウェイ契約者に係る電子メールについて、メールゲートウェイ契約者があらかじめフィルタリング基準の指定を行い、その基準に合致した電子メールアドレスについて保留、転送、削除等が行える機能

備考

- 1 当社は、電子メールが当社の設置する記憶装置に保存又は保留されない等のメールゲートウェイサービスの利用に伴い発生する損害について一切の責任を負わないものとします。
- 2 当社は、当社の設置する記憶装置に保存又は保留されている電子メールについて滅失、毀損、漏洩、又は改ざん等があった場合であっても、その結果発生する損害について、責任を負いません。
- 3 当社は、メールゲートウェイサービス契約の解除があった場合は、あらかじめメールゲートウェイ契約者に対し通知することなく、記憶装置に保存又は保留していた電子メールを消去します。この場合において、当社は、電子メールの消去を行ったことに伴い発生する損害について、責任を負いません。

(メールゲートウェイサービスの区分)

第7条 メールゲートウェイサービスには料金表第1表(料金)に定める区分があります。

### 第3章 契約

(契約の単位)

第8条 当社は、1の独自ドメイン名につき1のメールゲートウェイ契約を締結します。

2 前項の場合、契約者は、1のメールゲートウェイ契約につき1人に限ります。

(メールゲートウェイ契約申込みの方法)

第9条 メールゲートウェイ契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書等を契約事務を行うメールゲートウェイサービス取扱所(メールゲートウェイサービスに関する業務を行う当社の事業所又は当社の委託によりメールゲートウェイサービスに関する契約事務を行う者の事業所をいいます。以下同じとします。)へ提出して頂きます。

- (1) メールゲートウェイサービスの種別、種類及び区分
- (2) 独自ドメイン名
- (3) OCNタイプの申込みの場合は、OCNサービスの契約内容
- (4) メールサーバ名
- (5) その他申込の内容を特定するために必要な事項

(メールゲートウェイ契約の申込みの承諾)

第10条 当社は、メールゲートウェイ契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのメールゲートウェイ契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) メールゲートウェイサービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (2) メールゲートウェイ契約の申込みをした者がOCNサービスの料金若しくは工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) メールゲートウェイ契約の申込みをした者が、メールゲートウェイサービス又はOCNサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) メールゲートウェイ契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき。
- (5) メールゲートウェイ契約(OCNタイプに係るものに限り)の申込みをした者が、そのメールゲートウェイ契約に係るOCNサービス契約者と同一の者とならないとき。
- (6) メールゲートウェイ契約の申込みをした者が、メールゲートウェイ契約(迷惑メールフィルタリングサービス及びメール監査アーカイブサービスに係るものに限り)を利用の開始があった料金月(1の暦月の起算日(当社がメールゲートウェイ契約毎に定める毎暦月の一定の日をいいます。))から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)と同一の料金月に解除したことがあるとき。
- (7) メールゲートウェイ契約の申込みの場合に、同時に2以上のサービスの種類を利用するときに利用するメールゲートウェイサービスの区分が同一とならないとき。
- (8) その他、当社のメールゲートウェイサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(メールゲートウェイサービスの種別の変更等)

第11条 当社は、メールゲートウェイ契約者から請求があったときは、メールゲートウェイサービスの種別、種類又は区分変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第10条(メールゲートウェイ契約の申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

(その他の提供条件)

第12条 メールゲートウェイ契約に係るその他の提供条件については、別記1及び2に定めるところによります。

(利用権の譲渡)

第13条 利用権(メールゲートウェイ契約者がメールゲートウェイ契約に基づいてメールゲートウェイサービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面によりメールゲートウェイサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 当社は、前項の規定により利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。
- (1) 利用権を譲り受けようとする者が、メールゲートウェイサービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) 利用権を譲り受けようとする者が、メールゲートウェイサービス又はOCNサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (3) 利用権の譲渡の承認を受けようとする当事者が、譲渡の承認の請求にあたり虚偽の内容を記載した書面を提出したとき。
  - (4) 利用権（OCNタイプに係るものに限り）を譲り受けようとする者が、そのメールゲートウェイ契約に係るOCNサービス契約者と同一の者とならないとき。
  - (5) 利用権を譲り受けようとする場合であって、同時に2以上のサービスの種類を利用するときに利用する本サービスの区分が同一とならないとき。
  - (6) その他当社のメールゲートウェイサービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 4 利用権の譲渡があったときは、譲受人は、契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(メールゲートウェイ契約者が行うメールゲートウェイ契約の解除)

第14条 当社は、メールゲートウェイ契約者が、メールゲートウェイ契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ当社所定の様式に記入していただき、メールゲートウェイサービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行うメールゲートウェイ契約の解除)

第15条 当社は、第18条（利用停止）の規定によりメールゲートウェイサービスの利用を停止されたメールゲートウェイ契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのメールゲートウェイ契約の解除をすることがあります。

- 2 当社は、メールゲートウェイ契約者が第18条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社のメールゲートウェイサービスに係る業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、メールゲートウェイサービスの利用停止をしないでそのメールゲートウェイ契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、そのメールゲートウェイ契約を解除しようとするときは、あらかじめメールゲートウェイ契約者にそのことを通知します。

(OCNサービスに係る契約の解除等に伴うメールゲートウェイ契約の扱い)

第16条 当社は、メールゲートウェイ契約者からそのメールゲートウェイサービスに係るOCNサービスに係る契約の解除若しくはドメイン名の廃止があった旨の届出があったとき又はその事実を知ったときは、そのメールゲートウェイ契約を解除します。

#### 第4章 利用中止等

(利用中止)

第17条 当社は、次の場合には、そのメールゲートウェイサービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第20条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 当社は、前項の規定によりメールゲートウェイサービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをメールゲートウェイ契約者に通知します。  
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第18条 当社は、メールゲートウェイ契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのメールゲートウェイサービスの料金その他の債務（この規約の規定により、支払いを要することとなったメールゲートウェイサービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのメールゲートウェイサービスの利用を停止する事があります。

- (1) 料金その他の債務について、支払い期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) OCNサービスに係る料金の支払いがないとき。
- (3) 第9条（メールゲートウェイ契約申込みの方法）に基づき当社に申し出た内容に虚偽の内容を記載したとき。
- (4) 第28条（利用に係るメールゲートウェイ契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (5) 前4号のほか、この規約に反する行為であって、メールゲートウェイサービス又はOCNサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定によりメールゲートウェイサービスを停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。  
ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(接続休止)

第19条 当社は、当社が指定するメールゲートウェイサービスの協力会社の事業の休止等により、メールゲートウェイ契約者がメールゲートウェイサービスを全く利用できなくなったときは、そのメールゲートウェイサービスについて接続休止（一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのメールゲートウェイサービスについて、メールゲートウェイ契約者からメールゲートウェイ契約の解除の

通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのメールゲートウェイ契約者にそのことを通知します。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのメールゲートウェイ契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、そのメールゲートウェイ契約者にそのことを通知します。

(通信利用の制限等)

第20条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。） 防衛機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信の確保に直接関係がある機関 電力の供給の確保に直接関係がある機関 ガスの供給の確保に直接関係がある機関 水道の供給の確保に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記6の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関 預貯金業務を行う金融機関 国又は地方公共団体の機関

## 第5章 料金等

(料金及び工事に関する費用)

- 第21条 当社が提供するメールゲートウェイサービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表（料金）に定めるところによります。
- 2 当社が提供するメールゲートウェイサービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表（工事に関する費用）に定めるところによります。

(利用料金の支払義務)

- 第22条 メールゲートウェイ契約者は、そのメールゲートウェイ契約に基づいてメールゲートウェイサービスの提供を開始した日から起算して、契約の解除があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。）について、料金表第1表（料金）に規定する利用料金の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、メールゲートウェイサービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
    - (1) 利用停止があったときは、メールゲートウェイ契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
    - (2) 前号の規定によるほか、メールゲートウェイ契約者は、次の場合を除き、メールゲートウェイサービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 メールゲートウェイ契約者の責めによらない理由により、そのメールゲートウェイサービスを全く利用できない状態（そのメールゲートウェイ契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのメールゲートウェイサービスについての料金。
2 当社の故意又は重大な過失によりそのメールゲートウェイサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのメールゲートウェイサービスに関する料金
3 メールゲートウェイサービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態にした日の前日までの日数に対応するそのメールゲートウェイサー

	ビスについての料金
--	-----------

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(手続きに関する料金の支払義務)

第23条 メールゲートウェイ契約者は、メールゲートウェイサービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表(料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第24条 メールゲートウェイサービスの契約の申込み、種類の変更又は区分の変更の請求をし、その承諾を受けたときは、メールゲートウェイ契約者は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の着手前にそのメールゲートウェイ契約の解除又はその工事の請求の取り消し(以下この上において「解除等」といいます。)があった場合は、メールゲートウェイ契約者は、工事費の支払いを要しません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 3 第1項の規定にかかわらず、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、当社は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用をメールゲートウェイ契約者に負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

## 第6章 割増金及び延滞利息

(割増金)

第25条 メールゲートウェイ契約者が料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金としてメールゲートウェイに支払っていただきます。

(延滞利息)

第26条 当社は、メールゲートウェイ契約者から料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてメールゲートウェイ契約者から支払っていただきます。

ただし、支払い期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

## 第7章 損害賠償等

(責任の制限)

第27条 当社は、メールゲートウェイサービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのメールゲートウェイサービスが全く利用できない状態(そのメールゲートウェイ契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続した場合に限りそのメールゲートウェイ契約者の損害を賠償します。

- 2 前項の場合において、当社はメールゲートウェイサービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのメールゲートウェイサービスに係る利用料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。
- 3 当社は第1項の場合を除きメールゲートウェイ契約者(メールゲートウェイ契約者に係る第三者を含みます。以下本条において同じとします。)に係る一切の損害を賠償しないものとし、メールゲートウェイ契約者は当社に当該損害についての請求をしないものとします。また、メールゲートウェイ契約者は、メールゲートウェイサービスの利用により第三者(他の契約者を含みます)に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
- 4 当社は、メールゲートウェイサービスの利用により生じる結果について、メールゲートウェイ契約者に対し、メールゲートウェイサービスの提供に必要な設備の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争又はその他の原因を問わず、いかなる責任も負担しないものとします。
- 5 前4項の規定は、当社の故意又は重大な過失によりメールゲートウェイサービスを提供しなかったときは、適用しないものとします。

## 第8章 雑則

(利用に係るメールゲートウェイ契約者の義務)

第28条 当社は、メールゲートウェイ契約者に次のことを守っていただきます。

- (1) 当社又は第三者の著作権その他の権利を侵害する行為をしないこと。
- (2) メールゲートウェイサービスサービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

- (3) 第三者になりすましてメールゲートウェイサービスを利用する行為をしないこと。
  - (4) 当社の設備に無権限でアクセスし、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
  - (5) 本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
  - (6) その他、法令、このメールゲートウェイサービス利用規約若しくは公序良俗に反する行為、サービスの運営を妨害する行為、当社の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - (7) その他前各号に該当する恐れのある行為又はこれに類する行為を行わないこと。
- 2 メールゲートウェイ契約者は、前項の規定に違反してメールゲートウェイサービスに係る当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
  - 3 当社は、メールゲートウェイ契約者の本条に規定する義務違反によりメールゲートウェイ契約者又はその他の者に発生する損害について一切の責任を負わないものとします。

(法令に規定する事項)

第 29 条 メールゲートウェイサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

第 30 条 当社は、メールゲートウェイサービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記 3 及び当社が別に定めるところによります。

## 第 9 章 附帯サービス

(附帯サービス)

第 31 条 メールゲートウェイサービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記 4 及び 5 に（その料金については、その附帯サービスの態様に応じて、料金表第 3 表（附帯サービスに関する料金）に）定めるところによります。

別記

1 メールゲートウェイ契約者の地位の承継

- (1) 第13条（利用権の譲渡）に規定するほか、メールゲートウェイ契約者について相続又は合併若しくは分割（その利用権の全てを承継させるものに限ります。以下この別記1において同じとします。）があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人は、そのメールゲートウェイ契約者の地位を承継するものとします。
- (2) (1)に規定するほか、当社は、相続又は合併若しくは分割によりメールゲートウェイ契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割によりその利用権の全てを承継した法人から、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてメールゲートウェイサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (3) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (4) 当社は、(3)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

2 メールゲートウェイ契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 当社は、メールゲートウェイ契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかにメールゲートウェイサービス取扱所にメールゲートウェイ契約者から届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 前2号に規定する変更の申し出を怠ったことにより不利益を被った場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

3 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、メールゲートウェイ契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) メールゲートウェイ契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社が別に定める手数料の支払いを要します。

4 利用権に関する事項の証明

- (1) 当社は、利害関係人から請求があったときは、利用権に関する次の事項を、当社の帳簿（電磁的記録により調整したものを含みます。）に基づき証明します。

ただし、証明の請求のあった事項が過去のものであるときは、証明できないことがあります。

ア メールゲートウェイ契約の申込みの承諾年月日

イ メールゲートウェイ契約者（メールゲートウェイ契約者の地位の承継があった場合において、地位を承継した者が複数となる場合は、別記1の規定による代表者とします。）の氏名、名称又は住所若しくは居所

ウ そのメールゲートウェイサービスの種別、種類及び区分

エ 利用権の譲渡の承認の請求があったときは、その受付年月日及び受付番号

オ 利用権の移転があったときは、その効力が発生した年月日

カ 差押（滞納処分（国税徴収法（昭和34年法律第147号）による滞納処分及びその例による滞納処分をいいます。）によるものの場合にあっては、参加差押を含みます。）、仮差押又は仮処分の通知があったときは、その受付年月日及び受付番号

キ その他当社が別に定める事項

- (2) 利害関係人が(1)の規定による請求を行うときは、証明を受けたい事項を当社所定の書面に記入のうえ、メールゲートウェイサービス取扱所に提出していただきます。この場合、利害関係人は、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料の支払いを要します。

5 支払証明書の発行

- (1) 当社は、メールゲートウェイ契約者から請求があったときは、メールゲートウェイサービス取扱所において、そのメールゲートウェイサービス及び附帯サービスの料金その他の債務が既に当社に支払われた旨の証明書（以下「支払証明書」といいます。）を発行します。
- (2) メールゲートウェイ契約者は、(1)の規定による請求をし、その支払証明書の発行を受けたときは、料金表第3表（附帯サービスに関する料金）に規定する手数料及び郵送料等の支払いを要します。

6 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

7 DNSBL を用いた受信拒否機能の提供

- (1) 当社は、メールゲートウェイ契約者に対して、契約ドメイン宛に送信された電子メールに関して、第三者の提供する



DNSBL (DNS Blacklist) を用いて、送信元 IP アドレスを確認し、不正な送信元からのメールを受信拒否する機能（以下、「DNSBL を用いた受信拒否機能」といいます。）について、本別記の規定により、無償で提供します。

- (2) 当社は、メールゲートウェイ契約者に対して DNSBL を用いた受信拒否機能を基本提供し、メールゲートウェイ契約の申込みを行う者及びメールゲートウェイ契約者は、当社が定める条件・範囲のもとに DNSBL を用いた受信拒否機能を利用できるものとし、当該機能が提供されること、前項に定める目的及び範囲につき、あらかじめ包括的に同意いただきます。
- (3) 前項の包括的な同意にかかわらず、メールゲートウェイ契約者は、当社が定める手続を行うことで、受信拒否した送信元 IP アドレスからのメールを受信許可することができます。
- (4) DNSBL を用いた受信拒否機能の内容について、当社は随時変更することができるものとし、また、当社はその正確性、完全性、有用性等に関し、いかなる保証も行わないものとします。
- (5) DNSBL を用いた受信拒否機能の利用、あるいは利用できないことに起因して、メールゲートウェイ契約者またはその他第三者に生じた直接的損害、間接的損害および逸失利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
- (6) 当該契約者が法人である場合は、自らをして本別記第 7(2)につき異議なく同意するとともに、当該法人自らの責任において、DNSBL を用いた受信拒否機能を利用する自らの従業員をして同条にかかる同意を取得するものとし、

料金表  
通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、メールゲートウェイ契約者がそのメールゲートウェイ契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。

ただし、料金表の適用において別段の定めがある場合には、この限りではありません。

  - (1) 料金月の初日以外の日にメールゲートウェイサービスの提供の開始があったとき。
  - (2) 料金月の初日以外の日にメールゲートウェイ契約の解除があったとき。
  - (3) 料金月の初日にメールゲートウェイサービスの提供を開始し、その日にそのメールゲートウェイサービス契約の解除があったとき。
  - (4) 料金月の初日以外の日にメールゲートウェイサービスの区分の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。  
この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
  - (5) 第 22 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の表の規定に該当するとき。
  - (6) 通則 5 の規定による起算日の変更があったとき。
- 3 通則 2 の規定による月額料金の日割は料金月の日数により行います。この場合、第 22 条（利用料金の支払義務）第 2 項第 2 号の 1 欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめメールゲートウェイ契約者の同意を得て、通則 1 の規定にかかわらず、複数の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金月については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)
- 6 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)
- 7 当社は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するメールゲートウェイサービス取扱所又は金融機関等においてメールゲートウェイ契約者から支払っていただきます。
- 8 当社は、料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)
- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則 7 及び 8 の規定にかかわらず、メールゲートウェイ契約者の同意を得て、複数の料金月分の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(OCN サービスとの請求)
- 10 当社は、そのメールゲートウェイサービスの利用料金及びその他の費用を契約者に係る OCN サービスの料金等と併せて請求する事があります。

(前受金)
- 11 当社は、料金又は工事に関する費用について、メールゲートウェイ契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 11 に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)
- 12 第 22 条（利用料金の支払義務）から第 24 条（工事費の支払い義務）の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。  
上記算定方法により、支払いを要することになった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(注) この料金表に規定する料金額は、税抜価格とします。なお、かっこ内の料金額は、税込価格を表示します。

(料金等の臨時減免)
- 13 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係のメールゲートウェイサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を通知します。

第1表 料金  
第1 利用料金  
1-1 適用

区 分	内 容
(1) 迷惑メールフィルタリングサービスにおける区分の適用	迷惑メールフィルタリングサービスには、次に掲げる区分があります。
区 分	内 容
10アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が10までのものであって隔離ボックス蓄積容量が50MBまでのもの
20アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が20までのものであって隔離ボックス蓄積容量が100MBまでのもの
30アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が30までのものであって隔離ボックス蓄積容量が150MBまでのもの
40アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が40までのものであって隔離ボックス蓄積容量が200MBまでのもの
50アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が50までのものであって隔離ボックス蓄積容量が250MBまでのもの
60アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が60までのものであって隔離ボックス蓄積容量が300MBまでのもの
70アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が70までのものであって隔離ボックス蓄積容量が350MBまでのもの
80アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が80までのものであって隔離ボックス蓄積容量が400MBまでのもの
90アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が90までのものであって隔離ボックス蓄積容量が450MBまでのもの
100 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が100までのものであって隔離ボックス蓄積容量が500MBまでのもの
110 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が110までのものであって隔離ボックス蓄積容量が550MBまでのもの
120 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が120までのものであって隔離ボックス蓄積容量が600MBまでのもの
130 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が130までのものであって隔離ボックス蓄積容量が650MBまでのもの
140 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が140までのものであって隔離ボックス蓄積容量が700MBまでのもの
160 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が160までのものであって隔離ボックス蓄積容量が800MBまでのもの
180 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が180までのものであって隔離ボックス蓄積容量が900MBまでのもの
200 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が200までのものであって隔離ボックス蓄積容量が1.00GBまでのもの
220 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が220までのものであって隔離ボックス蓄積容量が1.10GBまでのもの
250 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が250までのものであって隔離ボックス蓄積容量が1.25GBまでのもの
300 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が300までのものであって隔離ボックス蓄積容量が1.5GBまでのもの
350 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が350までのものであって隔離ボックス蓄積容量が1.75GBまでのもの
400 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が400までのものであって隔離ボックス蓄積容量が2.00GBまでのもの
450 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が450までのものであって隔離ボックス蓄積容量が2.25GBまでのもの
500 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が500までのものであって隔離ボックス蓄積容量が2.50GBまでのもの
600 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が600までのものであって隔離ボックス蓄積容量が3.00GBまでのもの
700 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が700までのものであって隔離ボックス蓄積容量が3.50GBまでのもの

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="485 147 715 208">800 アドレスプラン</td> <td data-bbox="715 147 1355 208">登録可能電子メールアドレス数が 800 までのものであって隔離ボックス蓄積容量が 4.00GB までのもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 208 715 268">900 アドレスプラン</td> <td data-bbox="715 208 1355 268">登録可能電子メールアドレス数が 900 までのものであって隔離ボックス蓄積容量が 4.50GB までのもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 268 715 329">1000 アドレスプラン</td> <td data-bbox="715 268 1355 329">登録可能電子メールアドレス数が 1000 までのものであって隔離ボックス蓄積容量が 5.00GB までのもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="485 329 715 389">1000 アドレス超過プラン</td> <td data-bbox="715 329 1355 389">登録可能電子メールアドレス数が 1000 を超えるものであって隔離ボックス蓄積容量が 5.00GB を超えるもの</td> </tr> </table>	800 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が 800 までのものであって隔離ボックス蓄積容量が 4.00GB までのもの	900 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が 900 までのものであって隔離ボックス蓄積容量が 4.50GB までのもの	1000 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が 1000 までのものであって隔離ボックス蓄積容量が 5.00GB までのもの	1000 アドレス超過プラン	登録可能電子メールアドレス数が 1000 を超えるものであって隔離ボックス蓄積容量が 5.00GB を超えるもの																																																						
800 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が 800 までのものであって隔離ボックス蓄積容量が 4.00GB までのもの																																																														
900 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が 900 までのものであって隔離ボックス蓄積容量が 4.50GB までのもの																																																														
1000 アドレスプラン	登録可能電子メールアドレス数が 1000 までのものであって隔離ボックス蓄積容量が 5.00GB までのもの																																																														
1000 アドレス超過プラン	登録可能電子メールアドレス数が 1000 を超えるものであって隔離ボックス蓄積容量が 5.00GB を超えるもの																																																														
(2) 迷惑メールフィルタリングサービスにおける料金の適用	<p>ア 迷惑メールフィルタリングサービスにおける利用料金は、利用するメールアドレスの数及び隔離ボックス蓄積容量が(1)に規定する登録アドレス数及び隔離ボックス蓄積容量までの場合、基本額を適用します。</p> <p>イ 隔離ボックス蓄積容量を(1)に規定する蓄積容量を超えて希望する場合には、50MB ごとに加算額を適用し、基本額に加算額を加えて算出します。</p>																																																														
(3) ウイルスチェックサービスに係る料金の適用	<p>ウイルスチェックサービスに係る利用料金については、次表に掲げる登録可能メールアドレス数ごとに適用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 685 746 719">区 分</th> <th data-bbox="746 685 1355 719">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 10 までのもの</td></tr> <tr><td>20 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 20 までのもの</td></tr> <tr><td>30 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 30 までのもの</td></tr> <tr><td>40 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 40 までのもの</td></tr> <tr><td>50 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 50 までのもの</td></tr> <tr><td>60 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 60 までのもの</td></tr> <tr><td>70 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 70 までのもの</td></tr> <tr><td>80 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 80 までのもの</td></tr> <tr><td>90 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 90 までのもの</td></tr> <tr><td>100 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 100 までのもの</td></tr> <tr><td>110 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 110 までのもの</td></tr> <tr><td>120 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 120 までのもの</td></tr> <tr><td>130 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 130 までのもの</td></tr> <tr><td>140 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 140 までのもの</td></tr> <tr><td>160 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 160 までのもの</td></tr> <tr><td>180 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 180 までのもの</td></tr> <tr><td>200 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 200 までのもの</td></tr> <tr><td>220 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 220 までのもの</td></tr> <tr><td>250 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 250 までのもの</td></tr> <tr><td>300 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 300 までのもの</td></tr> <tr><td>350 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 350 までのもの</td></tr> <tr><td>400 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 400 までのもの</td></tr> <tr><td>450 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 450 までのもの</td></tr> <tr><td>500 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 500 までのもの</td></tr> <tr><td>600 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 600 までのもの</td></tr> <tr><td>700 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 700 までのもの</td></tr> <tr><td>800 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 800 までのもの</td></tr> <tr><td>900 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 900 までのもの</td></tr> <tr><td>1000 アドレスプラン</td><td>登録可能メールアドレス数 1,000 までのもの</td></tr> <tr><td>1000 アドレス超過プラン</td><td>登録可能メールアドレス数が 1,000 を超えるもの</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	10 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 10 までのもの	20 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 20 までのもの	30 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 30 までのもの	40 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 40 までのもの	50 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 50 までのもの	60 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 60 までのもの	70 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 70 までのもの	80 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 80 までのもの	90 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 90 までのもの	100 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 100 までのもの	110 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 110 までのもの	120 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 120 までのもの	130 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 130 までのもの	140 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 140 までのもの	160 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 160 までのもの	180 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 180 までのもの	200 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 200 までのもの	220 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 220 までのもの	250 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 250 までのもの	300 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 300 までのもの	350 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 350 までのもの	400 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 400 までのもの	450 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 450 までのもの	500 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 500 までのもの	600 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 600 までのもの	700 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 700 までのもの	800 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 800 までのもの	900 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 900 までのもの	1000 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 1,000 までのもの	1000 アドレス超過プラン	登録可能メールアドレス数が 1,000 を超えるもの
区 分	内 容																																																														
10 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 10 までのもの																																																														
20 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 20 までのもの																																																														
30 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 30 までのもの																																																														
40 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 40 までのもの																																																														
50 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 50 までのもの																																																														
60 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 60 までのもの																																																														
70 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 70 までのもの																																																														
80 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 80 までのもの																																																														
90 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 90 までのもの																																																														
100 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 100 までのもの																																																														
110 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 110 までのもの																																																														
120 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 120 までのもの																																																														
130 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 130 までのもの																																																														
140 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 140 までのもの																																																														
160 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 160 までのもの																																																														
180 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 180 までのもの																																																														
200 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 200 までのもの																																																														
220 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 220 までのもの																																																														
250 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 250 までのもの																																																														
300 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 300 までのもの																																																														
350 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 350 までのもの																																																														
400 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 400 までのもの																																																														
450 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 450 までのもの																																																														
500 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 500 までのもの																																																														
600 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 600 までのもの																																																														
700 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 700 までのもの																																																														
800 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 800 までのもの																																																														
900 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 900 までのもの																																																														
1000 アドレスプラン	登録可能メールアドレス数 1,000 までのもの																																																														
1000 アドレス超過プラン	登録可能メールアドレス数が 1,000 を超えるもの																																																														
(4) メール監査アーカイブサービスにおける区分の適用	<p>メール監査アーカイブサービスには、次に掲げる区分があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="469 1845 746 1879">区 分</th> <th data-bbox="746 1845 1355 1879">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>10 アドレスプラン</td><td>記憶装置の容量が 10GB までのもの</td></tr> <tr><td>20 アドレスプラン</td><td>記憶装置の容量が 20GB までのもの</td></tr> <tr><td>30 アドレスプラン</td><td>記憶装置の容量が 30GB までのもの</td></tr> <tr><td>40 アドレスプラン</td><td>記憶装置の容量が 40GB までのもの</td></tr> <tr><td>50 アドレスプラン</td><td>記憶装置の容量が 50GB までのもの</td></tr> <tr><td>60 アドレスプラン</td><td>記憶装置の容量が 60GB までのもの</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	10 アドレスプラン	記憶装置の容量が 10GB までのもの	20 アドレスプラン	記憶装置の容量が 20GB までのもの	30 アドレスプラン	記憶装置の容量が 30GB までのもの	40 アドレスプラン	記憶装置の容量が 40GB までのもの	50 アドレスプラン	記憶装置の容量が 50GB までのもの	60 アドレスプラン	記憶装置の容量が 60GB までのもの																																																
区 分	内 容																																																														
10 アドレスプラン	記憶装置の容量が 10GB までのもの																																																														
20 アドレスプラン	記憶装置の容量が 20GB までのもの																																																														
30 アドレスプラン	記憶装置の容量が 30GB までのもの																																																														
40 アドレスプラン	記憶装置の容量が 40GB までのもの																																																														
50 アドレスプラン	記憶装置の容量が 50GB までのもの																																																														
60 アドレスプラン	記憶装置の容量が 60GB までのもの																																																														

	70 アドレスプラン	記憶装置の容量が 70GB までのもの
	80 アドレスプラン	記憶装置の容量が 80GB までのもの
	90 アドレスプラン	記憶装置の容量が 90GB までのもの
	100 アドレスプラン	記憶装置の容量が 100GB までのもの
	110 アドレスプラン	記憶装置の容量が 110GB までのもの
	120 アドレスプラン	記憶装置の容量が 120GB までのもの
	130 アドレスプラン	記憶装置の容量が 130GB までのもの
	140 アドレスプラン	記憶装置の容量が 140GB までのもの
	160 アドレスプラン	記憶装置の容量が 160GB までのもの
	180 アドレスプラン	記憶装置の容量が 180GB までのもの
	200 アドレスプラン	記憶装置の容量が 200GB までのもの
	220 アドレスプラン	記憶装置の容量が 220GB までのもの
	250 アドレスプラン	記憶装置の容量が 250GB までのもの
	300 アドレスプラン	記憶装置の容量が 300GB までのもの
	350 アドレスプラン	記憶装置の容量が 350GB までのもの
	400 アドレスプラン	記憶装置の容量が 400GB までのもの
	450 アドレスプラン	記憶装置の容量が 450GB までのもの
	500 アドレスプラン	記憶装置の容量が 500GB までのもの
	600 アドレスプラン	記憶装置の容量が 600GB までのもの
	700 アドレスプラン	記憶装置の容量が 700GB までのもの
	800 アドレスプラン	記憶装置の容量が 800GB までのもの
	900 アドレスプラン	記憶装置の容量が 900GB までのもの
	1000 アドレスプラン	記憶装置の容量が 1000GB までのもの
	1000 アドレス超過プラン	記憶装置の容量が 1000GB を超えるもの
(5) メール監査アーカイブサービスにおける料金の適用	<p>ア メール監査アーカイブサービスにおける利用料金は、利用する記憶装置の容量が(4)に規定する記憶装置の容量までの場合、基本額を適用します。</p> <p>イ 記憶装置の容量を(4)に規定する記憶装置の容量を超えて希望する場合には、10GBごと又は100GBごと（1000アドレス超過プランに係るものに限ります。）に加算額を適用し、基本額に加算額を加えて算出します。</p>	
(6) 迷惑メールフィルタリングサービス及びメール監査アーカイブサービスにおける料金額の翌月適用等	<p>ア 迷惑メールフィルタリングサービス及びメール監査アーカイブサービスにおける利用料金は、契約者が契約の申込みをし、利用の開始のあった日を含む料金月の翌料金月から適用するものとします。</p> <p>イ 同一の独自ドメイン名に係る契約につき、メールゲートウェイ契約（迷惑メールフィルタリングサービス及びメール監査アーカイブサービスに係るものに限ります。）の申込みに対する当社の承諾が過去にあった場合には、アの規定は適用しない場合があります。</p>	

## 1-2 料金額（利用料金）

### ア 迷惑メールフィルタリングサービスに係る料金額

#### (ア) 基本額

区 分	単 位	料 金 額
10 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	2,000 円 (2,160 円)
20 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	4,000 円 (4,320 円)
30 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	6,000 円 (6,480 円)
40 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	8,000 円 (8,640 円)
50 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	10,000 円 (10,800 円)
60 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	12,000 円 (12,960 円)
70 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	14,000 円 (15,120 円)
80 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	16,000 円 (17,280 円)
90 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	18,000 円 (19,440 円)
100 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	20,000 円 (21,600 円)
110 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	22,000 円 (23,760 円)
120 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	24,000 円 (25,920 円)
130 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	26,000 円 (28,080 円)
140 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	28,000 円 (30,240 円)
160 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	32,000 円 (34,560 円)
180 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	36,000 円 (38,880 円)

200 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	40,000 円 (43,200 円)
220 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	44,000 円 (47,520 円)
250 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	50,000 円 (54,000 円)
300 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	60,000 円 (64,800 円)
350 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	70,000 円 (75,600 円)
400 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	80,000 円 (86,400 円)
450 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	90,000 円 (97,200 円)
500 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	100,000 円 (108,000 円)
600 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	118,000 円 (127,440 円)
700 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	136,000 円 (146,880 円)
800 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	154,000 円 (166,320 円)
900 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	172,000 円 (185,760 円)
1000 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	190,000 円 (205,200 円)
1000 アドレス超過プラン	1 の契約ごとに月額	1000 アドレスプランの料金額と同額

(イ) 加算額

区 分	単 位	料 金 額
追加メールアドレス	登録可能電子メールアドレス数が100 までごとに月額	18,000 円 (19,440 円)
追加隔離ボックス蓄積容量	追加する隔離ボックス蓄積容量 50MB ごとに月額	1,500 円 (1,620 円)
備考 本サービスにおいて追加登録することができる、電子メールアドレスの数及び隔離ボックス蓄積容量については、当社が別に定めるところによります。		

(注) 本サービスにおける基本額は以下の料金額を基に算出しています。

1 アドレスから 500 アドレスまでの 1 アドレスあたりの料金額	200 円 (216 円)
500 アドレスを超える場合の 1 アドレスあたりの料金額	180 円 (194.4 円)

イ ウィルスチェックサービスに係る料金額

(ア) 基本額

区 分	単 位	料 金 額
10 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	8,000 円 (8,640 円)
20 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	12,000 円 (12,960 円)
30 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	15,000 円 (16,200 円)
40 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	20,000 円 (21,600 円)
50 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	25,000 円 (27,000 円)
60 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	28,000 円 (30,240 円)
70 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	32,000 円 (34,560 円)
80 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	35,000 円 (37,800 円)
90 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	38,000 円 (41,040 円)
100 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	40,000 円 (43,200 円)
110 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	44,000 円 (47,520 円)
120 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	48,000 円 (51,840 円)
130 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	51,000 円 (55,080 円)
140 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	55,000 円 (59,400 円)
160 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	59,000 円 (63,720 円)
180 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	64,000 円 (69,120 円)
200 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	69,000 円 (74,520 円)
220 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	75,000 円 (81,000 円)
250 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	80,000 円 (86,400 円)
300 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	90,000 円 (97,200 円)
350 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	100,000 円 (108,000 円)
400 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	110,000 円 (118,800 円)
450 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	120,000 円 (129,600 円)
500 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	130,000 円 (140,400 円)

600 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	145,000 円 (156,600 円)
700 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	163,000 円 (176,040 円)
800 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	180,000 円 (194,400 円)
900 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	190,000 円 (205,200 円)
1000 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	200,000 円 (216,000 円)
1000 アドレス超過プラン	1 の契約ごとに月額	1000 アドレスプランの料金額と同額

(イ) 加算額

区 分	単 位	料 金 額
追加メールアドレス	登録可能電子メールアドレス数が100 までごとに月額	18,000 円 (19,440 円)
備考 本サービスにおいて追加登録することができる、電子メールアドレスの数については、当社が別に定めるところによります。		

ウ メール監査アーカイブサービスに係る料金

(ア) 基本額

区 分	単 位	料 金 額
10 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	5,000 円 (5,400 円)
20 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	10,000 円 (10,800 円)
30 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	15,000 円 (16,200 円)
40 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	20,000 円 (21,600 円)
50 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	25,000 円 (27,000 円)
60 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	30,000 円 (32,400 円)
70 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	35,000 円 (37,800 円)
80 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	40,000 円 (43,200 円)
90 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	45,000 円 (48,600 円)
100 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	50,000 円 (54,000 円)
110 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	55,000 円 (59,400 円)
120 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	60,000 円 (64,800 円)
130 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	65,000 円 (70,200 円)
140 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	70,000 円 (75,600 円)
160 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	80,000 円 (86,400 円)
180 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	90,000 円 (97,200 円)
200 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	100,000 円 (108,000 円)
220 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	110,000 円 (118,800 円)
250 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	125,000 円 (135,000 円)
300 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	150,000 円 (162,000 円)
350 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	175,000 円 (189,000 円)
400 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	200,000 円 (216,000 円)
450 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	225,000 円 (243,000 円)
500 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	250,000 円 (270,000 円)
600 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	300,000 円 (324,000 円)
700 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	350,000 円 (378,000 円)
800 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	400,000 円 (432,000 円)
900 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	450,000 円 (486,000 円)
1000 アドレスプラン	1 の契約ごとに月額	500,000 円 (540,000 円)
1000 アドレス超過プラン	1 の契約ごとに月額	1000 アドレスプランの料金額と同額

(イ) 加算額

区 分	単 位	料 金 額
追加する記憶装置の容量	追加する記憶装置の容量 10GB ごとに月額	10,000 円 (10,800 円)
追加する記憶装置の容量 (1000 アドレス超過プラン に係るものに限ります。)	追加する記憶装置の容量 100GB ごとに月額	50,000 円 (54,000 円)

エ セカンダリメールサーバサービスに係る料金額

種 類	単 位	料 金 額
セカンダリメールサーバサービス	1の契約ごとに月額	5,000円(5,400円)
備考 セカンダリメールサーバサービスにおいて蓄積できる電子メールの情報量及び保存期間等は、当社が別に定めるところによります。		

## 第2 手続きに関する料金

### 1 適用

区 分	内 容				
手続きに関する料金の適用	<p>手続きに関する料金は、次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>譲渡承認手数料</td> <td>利用権（単独タイプに係るものに限ります。）の譲渡の承認を請求し、その承認を受けたときに支払いを要する料金</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	内 容	譲渡承認手数料	利用権（単独タイプに係るものに限ります。）の譲渡の承認を請求し、その承認を受けたときに支払いを要する料金
種 別	内 容				
譲渡承認手数料	利用権（単独タイプに係るものに限ります。）の譲渡の承認を請求し、その承認を受けたときに支払いを要する料金				

### 2 料金額

料金種別	単 位	料 金 額
譲渡承認手数料	1の契約ごとに	800円(864円)



第2表 工事に関する費用（工事費）

1 適用

工事費は、施工した工事に係るネットワーク工事費を合計して算定します。

2 工事費の額

区 別		単 位	料 金 額
ネ ッ ト ワ ー ク 工 事 費	利用の開始に関する工事の場合	1の契約ごと	11,000円 (11,880円)
	種類の追加又は変更に関する工事の場合	1の契約ごと	4,000円 (4,320円)
	区分の変更に関する工事の場合	1の契約ごと	2,000円 (2,160円)
	メールサーバ名の変更に関する工事の場合	1の契約ごと	4,000円 (4,320円)
	隔離ボックス蓄積容量の追加に関する工事の場合（迷惑メールフィルタリングサービスの利用の開始に関する工事の場合と同時工事の場合は除きます。）	1の契約ごと	2,000円 (2,160円)
	記憶装置の容量の追加に関する工事の場合（メール監査アーカイブサービスの利用の開始に関する工事の場合と同時工事の場合は除きます。）	1の契約ごと	2,000円 (2,160円)
備考 工事に関する費用については、その工事の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案してその工事費の額を減額して適用することがあります。			

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 利用権に関する事項の証明手数料

区 分	単 位	料 金 額
証明手数料	1の契約ごとに	300円（324円）
備考 利用権に関する事項の証明手数料はメールゲートウェイ契約（単独タイプに係るものに限ります。）に適用します。		

第2 支払証明書の発行手数料

区 分	単 位	料 金 額
発行手数料	支払証明書1枚ごとに	400円（432円）
備考 1 支払証明書の発行手数料はメールゲートウェイ契約（単独タイプに係るものに限ります。）に適用します。 2 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記の手数料のほか、印紙代（消費税相当額を含みます。）及び郵送料（実費）が必要な場合があります。		

附 則（平成 17 年 6 月 15 日 BB 第 52 号）

（実施期日）

この規約は、平成 17 年 6 月 15 日より実施します。

附 則（平成 17 年 6 月 27 日 BB 第 70 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この附則実施の際現に、迷惑メールフィルタリングサービス利用規約、ウイルスチェックサービス利用規約及び IP 通信網サービス契約約款で提供する次の表の右欄の契約等を利用する者は、当社が提供するメールゲートウェイサービス利用規約の規定により、同表の左欄の契約を開始するものとします。

メールゲートウェイサービス利用規約 メールゲートウェイ契約	迷惑メールフィルタリングサービス利用規約 ○CN アクセスタイプ ウイルスチェックサービス利用規約 第 2 種契約 IP 通信網サービス契約約款 第 1 種契約 電子メールバックアップ機能 第 3 種契約 電子メールバックアップ機能 第 5 種契約 電子メールバックアップ機能 第 6 種契約 電子メールバックアップ機能
----------------------------------	--

附 則（平成 18 年 1 月 11 日 BB 第 264 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 18 年 1 月 23 日から実施します。

2 平成 18 年 1 月 23 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に、本サービス（迷惑メールフィルタリングサービス又はウイルスチェックサービスに係るものに限ります。以下この附則において同じとします。）に係る契約の申込みを当社が承諾した場合であって、その利用の開始が平成 18 年 4 月 28 日までに行われた場合には、料金表の規定にかかわらず、利用料金（追加隔離ボックス蓄積容量に係る加算額を除きます。）は本サービスの利用開始をした日を含む月の翌々月から適用します。

3 平成 18 年 1 月 23 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間に、本サービスに係る契約の申込みを当社が承諾した場合であって、その利用の開始が平成 18 年 4 月 28 日までに行われた場合には、料金表の規定にかかわらず、当該申込みの承諾を受けたときに支払いを要することとなる工事費（追加隔離ボックス蓄積容量の追加に係る工事費を除きます。）を適用しません。

附 則（平成 18 年 8 月 28 日 BB 第 145 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 18 年 8 月 31 日から実施します。

附 則（平成 18 年 8 月 24 日 BB 第 143 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 18 年 9 月 1 日から実施します。

附 則（平成 19 年 1 月 25 日 BB 第 491 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 1 月 31 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定の際現に、当社が改正前の規定により提供している次表の左欄のサービスは、この改正規定実施の日において、この利用規約より当社が提供する同表の右欄のサービスとみなして取り扱います。

セカンダリメールサーバサービス 常時利用型	セカンダリメールサーバサービス
--------------------------	-----------------

3 この改正規定前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成 19 年 2 月 27 日 BB 第 527 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 19 年 3 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 20 年 3 月 26 日 BB 第 700596 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の工事費の適用については、次のとおりとしします。

(1) 従前の工事費を適用するもの

ア 平成 20 年 3 月 31 日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの

イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの（(2)に該当する場合を除きます。）

(2) 別に合意した工事費の額を適用するもの

ア 工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの

イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの

3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 20 年 9 月 29 日 BB 第 800260 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 20 年 10 月 1 日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

（損害賠償に関する経過措置）

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 21 年 3 月 18 日 BB 第 800490 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 21 年 3 月 25 日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施の際現に当社が改正前の規定により締結している次表の左欄の契約は、この改正規定実施の日において、同表の右欄の契約とみなして取り扱います。

メールゲートウェイ契約	メールゲートウェイ契約 OCNタイプ
-------------	-----------------------

3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成 22 年 1 月 29 日 BNS 販第 900478-1 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、平成 22 年 2 月 1 日から実施します。

（経過措置）

2 平成 22 年 2 月 1 日から平成 22 年 4 月 30 日までの間にメールゲートウェイサービスの申込みを行った場合であって、当社がその申込みを承諾し、その利用の開始が平成 22 年 5 月 31 日までに行われるとき（メールゲートウェイ契約者の責めによらない理由により利用を開始できなかったときを除きます。）は、次に掲げる料金及び工事費を適用しません。

ア メールゲートウェイサービスの提供を開始した日を含む料金月及びその翌料金月の料金表第 1 表（料金）に規定する利用料金（セカンダリメールサーバサービスに係る利用料金並びにメールゲートウェイサービスの申込みと同時に

ていない場合の追加隔離ボックス蓄積容量に係る利用料金及び追加する記憶装置の容量に係る利用料金を除きます。)イ 料金表第2表(工事に関する費用(工事費))に規定するネットワーク工事費の利用の開始に関する工事費及び種類の追加又は変更に関する工事費

附 則(平成22年6月28日 BNSネサ第000053号)  
(実施期日)

1 この改正規定は、平成22年7月31日から実施します。

附 則(平成26年3月11日 AC企第300165号)  
(実施期日)

この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。

附 則(平成26年10月31日 ACサ第401043号)  
(実施期日)

この改正規定は、平成26年11月1日から実施します。

附 則(平成28年2月25日 ACサ第501324号)  
(実施期日)

この改正規定は、平成28年2月29日から実施します。

附 則(平成28年9月2日 ACサ第00080287号)  
(実施期日)

1 この改正規定は、平成28年9月13日から実施します。

(経過措置)

2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。